



平成 24 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 勝康
コード番号 4681 東証・名証第一部
問合せ先 執行役員 経営企画・IR室長
相川 千絵
電 話 052-933-6519

ESOP（株式給付型プラン）の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は平成24年3月15日開催の取締役会において、従業員へのインセンティブプランの一環として「ESOP（株式給付型プラン）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といい、「本信託契約」に基づいて設定される信託を「本信託」という）の導入を決議いたしました。本日開催されました取締役会において、本制度の導入日程、当初信託する金額等の詳細を決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、平成24年3月15日付で発表しております「ESOP（株式給付型プラン）の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式4,476,772株（平成24年7月31日現在）のうち、417,000株（約575百万円相当）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。

詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 日程

金 銭 を 信 託 す る 日：平成24年9月3日

本制度に係る株式給付規程の効力発生日：平成24年10月1日

2. 本信託契約に基づいて信託する金額

575,877,000円

3. 本信託契約の概要

(1) 信 託 の 種 類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

(2) 信 託 の 目 的：株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付することを主たる目的とします。

(3) 委 託 者：当社

(4) 受 託 者：みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、平成24年9月3日に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式

会社は再信託受託者となります。

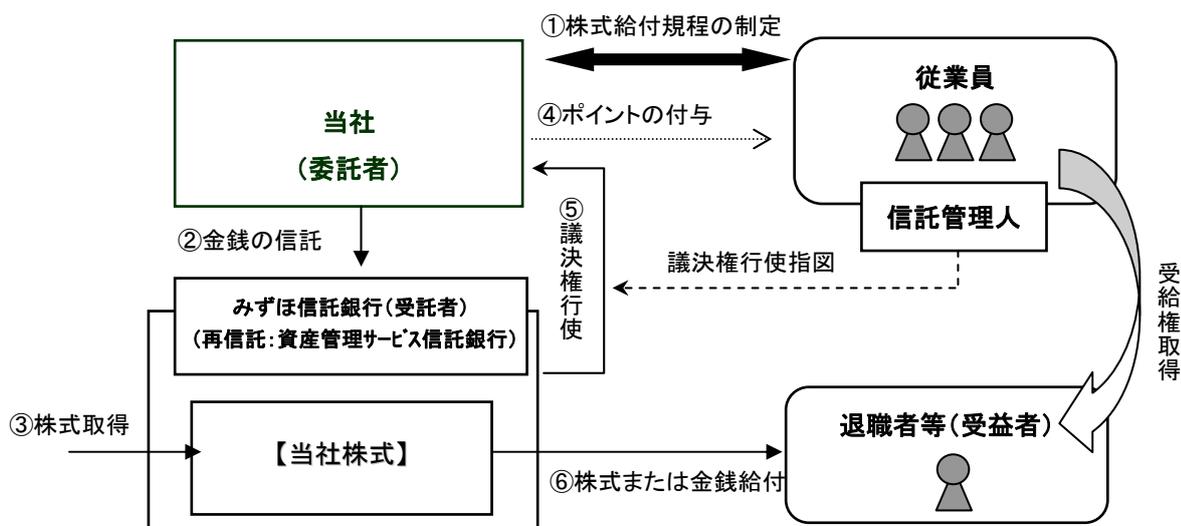
(5) 受益者 : 株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した者

(6) 信託の期間 : 平成24年9月3日から信託が終了する日まで

(終了期日は定められておらず、本制度が続く限り本信託は継続します。)

(7) 信託財産 : 当社株式及び金銭

4. 本制度のスキーム



①当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

②当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。

③信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

④当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続や成果に応じて「ポイント」を付与します。

⑤信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

⑥従業員は、受給権取得時に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式（または当社株式の時価相当の金銭）の給付を受けます。

以上